

あなたのまちの シルバー人材センター

シルバー人材センター
(愛称 生き生きセンター)



公益社団法人福津市シルバー人材センターの育児支援
今や二人は大の仲良し、お母様も安心して、仕事に専念されてます。

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

シルバー人材センター事業

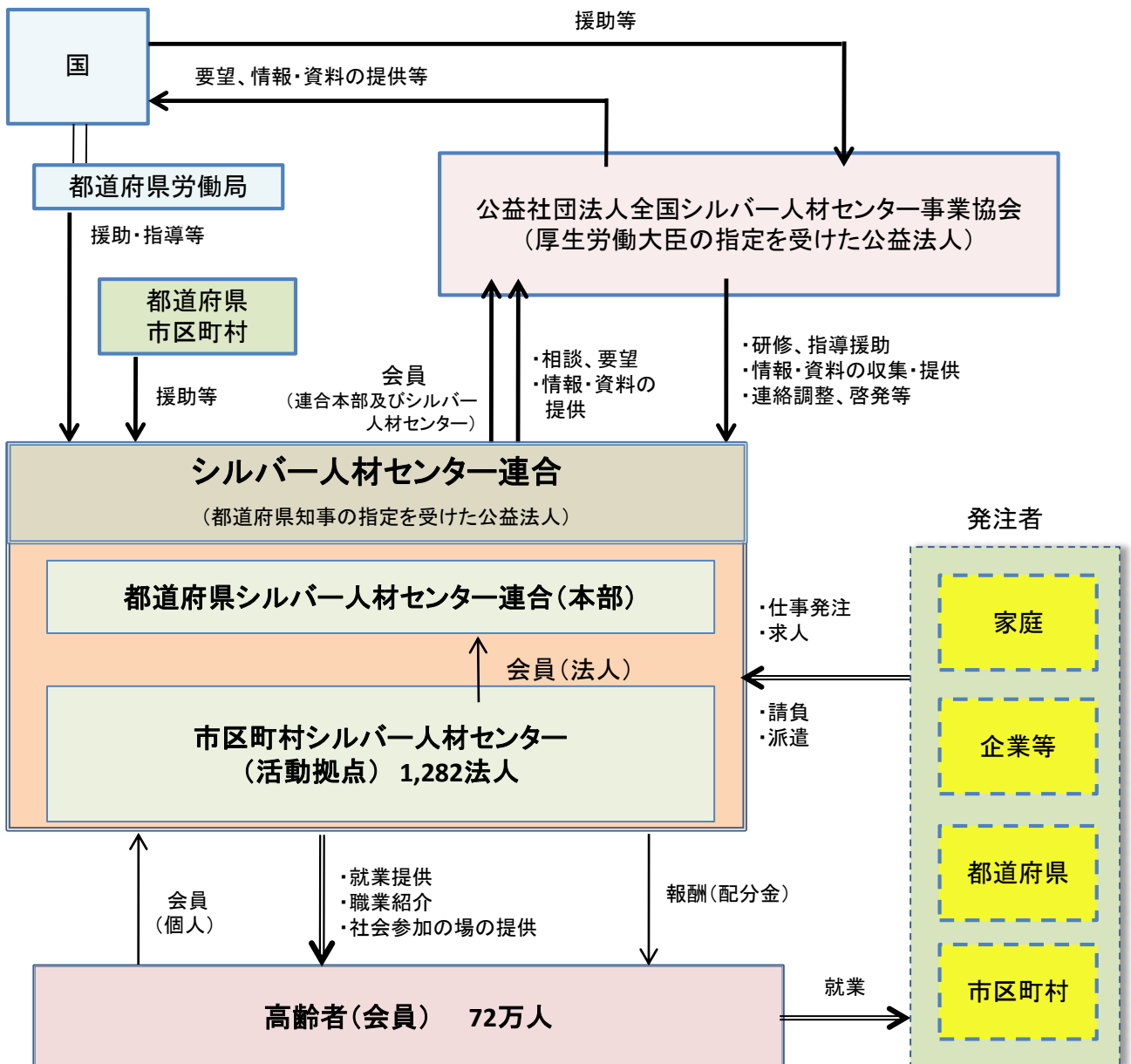
目的

地域の高齢者が、「自主・自立、共働・共助」の理念のもと、

- ①長年培った知識・経験・技能を生かして就業することにより、
- ②豊かで積極的な高齢期の生活と社会参加による生きがいを充実するとともに、
- ③地域に活力を生み出し、地域社会の福祉と活性化に寄与することを目的としている。

体系

設置根拠: 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号) 第37条～第48条



—シルバー人材センターの仕組み—

発注者

家庭・企業・公共団体等
仕事の発注にあたって

- 公益な団体ですので、収益を目的していません。安心して仕事をお任せいただけます。
- インターネットで頼みたい仕事をお気軽にお申し込みになります。
シルバーしごとネット
<http://shigoto.sjc.ne.jp>
- 仕事は、センターが責任を持って完成または遂行いたします。
- 会員は、臨時的かつ短期的な就業を条件にしていますので、ひとりの会員が長期にわたる就業はしておりません。
ただし、特別な知識、技能を必要とする仕事については、継続的に就業することもできます。
- 事業所の社員と混在して就業することや、発注者の指揮命令の下で就業する仕事は、職業紹介事業やシルバー派遣事業として利用することができます。
- 高齢者の就業ですので、危険・有害な作業を内容とする仕事は、お引き受けしておりません。

仕事の発注/
契約金の支払い

臨時的、短期的な
仕事(請負・委任)

仕事の受注/
契約内容の履行

シルバー人材センター

希望する
職種の登録

仕事の
提供・就業

配分金の
支払い

会員

入会を希望する方は

- 原則60歳以上の健康で働く意欲のある方
- シルバー人材センターの趣旨に賛同していただいた方
- 入会説明を受け、入会申し込み書を提出した方(理事会の入会承認が必要です)
- 定められた会費を納入していただける方

会員がシルバー人材センターで働く場合には

- 会員は、「自主・自立、共働・共助」の理念のもとに、自分の体力・能力、希望に応じて働くことができます。
- 会員は、シルバー人材センターから請負または委任及びシルバー派遣の形式により仕事を引き受けます。
- 会員は、公平な就業機会を得るため、通常、ローテーションにより就業します。
- 会員は、引き受けた仕事を完成または遂行し、その仕事の内容によって配分金を受け取ります。
- 職業紹介やシルバー派遣で働いた場合は、賃金として受け取ります。

■ 仕事以外にもボランティア活動やサークル活動などにも参加できます。

就業規約とシルバー保険

- 会員が安全・適正に就業できるように、センターには会員の総意によって定められた就業規約(約束ごと)があります。
- 就業中又は就業途上で万が一けがをされた場合などには、シルバー団体保険による支払があります。

高齢者医療費等の削減に寄与

シルバー人材センター会員は、雇用・就業に加え、地域ボランティア活動や文化・体育のサークル活動などを通じて、心身の両面にわたる健康の維持に寄与しています。

シルバー人材センターを通じて就業している会員の総医療費の推計値は、一般の高齢者に比べ年間で6万円少なくなっています。また、要介護者の減少もみられています。

このことから推計しますと、医療費は約80万人会員全体で年間約480億円、介護保険では年間約37億円、合わせて年間約517億円の医療・介護の財政軽減に寄与しているといえるでしょう。

